

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 健康福祉本部 医務課

法令名	佐賀県立総合看護学院条例	法令番号	昭和 42 年佐賀県条例第 35 号		
手続名	授業料の減免（休学の場合）	根拠条項	第 7 条第 3 項		
審 査 基 準	<p>佐賀県立総合看護学院管理規則（昭和 4 3 年佐賀県規則第 1 2 号）第 1 8 条に定める手続を経て学生が引き続き 3 か月以上休学したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休学した期間のうち全月休学した月に係る授業料の全額を免除 <p>佐賀県立総合看護学院条例 （授業料） 第 7 条 3 知事が別に定める手続を経て学生が引き続き 3 か月以上休学したときは、そのうち全月休学した月に係る授業料の全部を免除する。</p>				
	<p style="text-align: center;">佐賀県立総合看護学院管理規則</p> <p>（休学） 第 1 8 条 学生は、傷病その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、その旨を速やかに、学院長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項による欠席が 2 月以上に及ぶときは、休学届を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 学院長は、学生が傷病により修業することが適当でないと認めたときは、休学を命ずることができる。</p> <p>4 休学の期間は、継続した 1 年以内とする。</p>				
受付 機関	医務課	処理 機関	医務課	交付 機関	総合看護学院
		標準処理期間		1 5 日	目次
		標準経由期間		1 0 日	